

新型コロナウイルス感染症対策④⑦<2022/12/27>

・ワクチン効果低下、無症状の感染者、年末年始の人流増加により感染リスクは増大。
気持ち良く新年を迎えるためにも、感染症対策の徹底を！

一年を締めくくり、また、新しい年を迎え、大切な家族や友人と「ふるさと」で穏やかに過ごす期間ですが、同時に人流が増えて感染リスクも高まる時です。力を合わせて感染拡大を防ぎ、「自分自身」・「大切な人」・「ふるさと」を守るため、以下のとおり定めたので、職員みなさんのいっそうの理解と協力をお願いします。

年末年始のプライベート感染リスク回避

(施設長からの強いお願い)

- **いつも一緒にいる人との飲食・会食**は少人数(人数制限なし)。
※「いつも一緒にいる人」とは:①家族、②同一事業所内の職員
- **いつも一緒にいない人との飲食・会食**は8人以下(1テーブル4人以下)、2時間以上しない。
- 飲食・会食は、深酒せず、大声をださない「黙食」とする。
- 発熱・喉の痛み・違和感・咳など症状のある人、5日以内にあつた人は参加しない。
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控える。

◇＜対象期間：令和4年12月27日からの取り組み事項＞

(ア) 継続すること

- ① 職員健康観察記録簿
 - ・ 記録簿は各施設内で掲示又は回覧。所属長が記入状況を随時確認。
- ② 抗原検査簡易キットによる全職員の自主検査実施
- ③ 消毒作業
- ④ 利用者検温、利用者マスク着用
- ⑤ 利用者の食事環境の飛沫感染防止対策（アクリル板設置、正対しないなどの）
- ⑥ 利用者、職員ともに事業所間の往来を最小限にする
- ⑦ 面会制限
 - ・ 一定条件下（来訪時のチェックリスト）のもとで対面面会は可能。
別紙「面会申込書」参照
 - ・ 窓越し面会、オンライン面会は引き続き推進。
- ⑧ 理美容訪問業者への対応
 - ・ 来訪時のチェックリストのもとで可能。別紙「申告書」参照。
- ⑨ 医療機関から新規受入の際の対応
 - ・ 入居施設においては、過去2週間の健康状態の把握を行い、体調に問題なければ実施。
- ⑩ 法人内研修・会議の制限
 - ・ 感染症予防対策を講じた上で実施
 - ・ オンライン会議活用は引き続き推進。
- ⑪ 法人外研修・会議の制限
 - ・ 主催者が感染症予防対策を講じていることを条件に可能
 - ・ オンライン参加を推進。
- ⑫ 外部講師受け入れ制限
 - ・ 来訪者の居住地・職場等を踏まえ個別に検討。
- ⑬ 外部への職員の講師派遣
 - ・ 職員の派遣先の地域・職場等を踏まえ個別に検討。
- ⑭ 介護福祉士・社会福祉士等養成校等から実習受け入れ
 - ・ 一定条件下（2週間前からの健康観察、実習前の感染症予防研修受講、実習期

間中の諸注意遵守等)のもとで可能。

- ・ 学生の自己管理能力が低ければ中止することを学校、本人と確認。
- ⑮ 各施設のボランティア受け入れ・地域交流
 - ・ ボランティアと利用者が接触しない内容のボランティアは可能。
- ⑯ 地域交流スペースの開放
 - ・ 3密回避・社会的距離確保などの感染症予防策が講じられた環境であることを条件に可能。
 - ・ 使用後の消毒作業は、使用者が行うこと。消毒に必要な消毒液、備品等は施設側で用意する。
- ⑰ 視察見学の受入
 - ・ 視察を受け入れにあたり「コロナワクチン接種記録書等」の提示を義務化し、かつ、できるかぎり抗原検査の実施を求める。飲食・会食は、一緒に来た人とだけ行うようお願いする。法人から他施設へ視察に行く場合は、「コロナワクチン接種記録書等」の提示、抗原検査簡易キットによる検査を実施し、先方にその結果を報告する。
- ⑱ 飲食は少人数、短時間、深酒せず、大声をださない「黙食」とする。飲食店でのカラオケは利用しない。
- ⑲ いつも一緒にいない人との会食は8人以下、2時間以上しない。地域で感染が広がっているときは開催を控える。同居者以外とのカラオケは控える。発熱・喉の痛み・違和感・咳など症状のある人、5日以内にあった人は参加しない。
- ⑳ 感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控える。
- 21 旅行
 - ・ 可能。
 - ・ 旅行期間中は絶えず感染症予防策（健康観察、マスク着用、アルコール消毒、社会的距離確保等）を講じる。
- 22 同居者の職場・関係者等の感染者、濃厚接触者発生時の報告
- 23 葬儀・結婚式・法事等の冠婚葬祭の参列・出席
 - ・ 感染症予防策が講じられている環境であることを条件に可能。
- 24 クラブ活動・サークル活動の参加
 - ・ 感染症予防策が講じられている環境であることを条件に可能。

施設長